回覧

千葉市火災予防条例の一部が改正されました！

京都府福知山市花火大会での火災事故を受け、複数の町内自治会で共催する夏祭り等の催しに際して、以下の2項目が義務化されました。（平成26年8月1日以降の催しから）

消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（注1）において対象火気器具等（注2）を使用する場合、消火器（注3）の準備が必要です。消火器は対象火気器具等を使用する者が準備します。

露店等の開設届出書を消防署へ提出

上記の催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店、屋台その他これらに類するものを開設する場合は、その旨を催しを開催する3日前までに消防署長に届け出ることが必要です。（注4）。届出は露店等を開設する者が行います。

（注１）多数の者の集合する催し（条例規制の対象となる催し）とは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、花火大会のように『一定の社会的広がりを有するもの』をいいます。

なお、以下のいずれか1つに該当する場合は『一定の社会的広がりを有する催し』と判断します。

① ホームページ、ポスター等で広く催しを宣伝し参加を促している。
② 花火大会、フリーマーケット等、集客効果が高いイベントを計画している。
③ 実行委員会形式で複数の団体が共同して実施する催し等、共催、協賛及び後援する他団体が存在する。
④ 地理的条件や客観的な状況から不特定多数の参加が予想されるもの。（駅前や繁華街周辺で開催する等）

～条例規制の対象とならない催しの例～　※①から④の条件に該当しないことが前提です！

- ◆ 集合する範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキューなど相互に面識がある催し）
- ◆ 開催主体が単一の町内自治会で、参加対象者が会員（関係者を含む）であり、開催目的が会員の福利厚生や親睦などである催し（〇〇自治会夏祭り等）

（注２）対象火気器具等とは

液体燃料、固体燃料、気体燃料又は電気を熱源とする器具で、容易に持ち運べるものをいいます。

電気ポット等、消火器が不要な火気器具もありますので、ご不明な点は消防署・出張所へお問い合わせください！

調理器具

ストーブ

携帯発電機
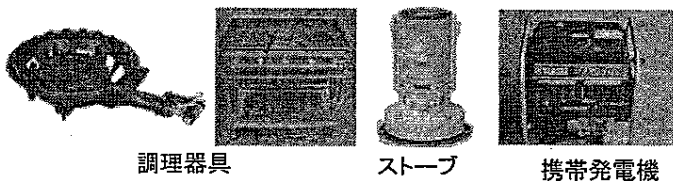
（注3）消火器の準備について

対象火気器具等の種別や周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があります。

なお、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は、消火器と同等の消火性能を有しないため、設置できません！

消火器

住宅用消火器・エアゾール式簡易消火具
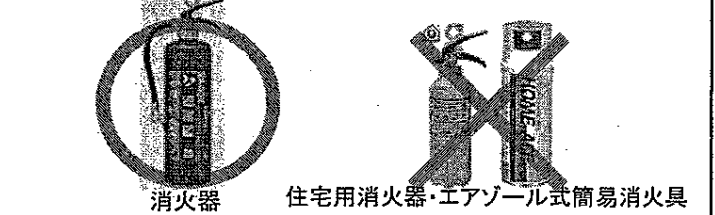
（注４）露店等の開設届出書について

露店等を開設する場合、消防署が事前に把握し火災予防のアドバイスを行うことを目的としています。（露店等とは露店商に限定されず、移動販売車や市民が開設する屋台等も含まれます。）

届出書には開催日時の他、現場責任者の情報、露店や消火器の設置場所がわかる略図を添付する必要があります。届出書の様式は消防署・出張所で配布（消防局ホームページでもご覧いただけます）。

届出後は、別紙チェックシートに基づき事前のアドバイスを行い、必要に応じて催し当日に消防隊が現地へ出向し、安全確認を行います。

町内自治会で予定している催しが、条例の対象となるのかご不明な場合は、消防署・出張所へご相談ください！（対象外となった場合も、現地出向を含む火災予防のアドバイスを行います。）

消防局予防課（☎202－1613）

催し開催時の防火安全チェックシート

1　消火器の準備及び発災時の対策等について（テント・電源等）

- □　こんろ、調理器具、携帯発電機など使用する場合は、変形や錆びがない消火器を準備する。粉末消火器は、容器を振るなどして薬剤の固着がないか確認する。
  ※消火器とは、規格省令に規定する消火器（住宅用消火器を除く。）でありエアゾール式簡易消火具は該当しません。
- □　避難通路や防火水槽・消火栓等消防水利の妨げになる場所には設営しない。
- □　災害発生時の避難誘導や消防隊等の誘導について事前に担当者を定めるなど計画すること。
- □　傷病人発生時における救護所を確保すること。
- □　強風等で露店やテントが倒壊・飛散しないように固定する。
- □　電源は、仮設の電気引き込み工事を実施するなど商用電源を使用する。
  （商用電源を使用できない場合は、必ず３をチェックしてください。）

2　ＬＰガスボンベ及び対象火気器具等の取扱いについて

- □　ボンベは、火気から離れた直射日光の当たらない通気性の良い場所に設置する。
- □　ボンベは、安定した場所に転倒しないよう設置するとともに観客席等と距離を取る。
- □　コンロの周囲は可燃物から１５㎝以上、上方１ｍ以上の距離を保つ。
- □　対象火気器具等の周囲は常に整理及び清掃に努める。
- □　ゴムホースは適正な長さで、ひび割れ等の劣化のない専用のものを使用する。
- □　対象火気器具等とホースの接続は確実に行い、ホースバンドで固定する。
- □　１本のボンベから２本以上の機器に分岐してガスを供給しない。
  （それぞれに開閉栓を設けた場合を除く。）

3　ガソリン等の貯蔵・取扱いについて

※ガソリン等の貯蔵、取扱いを行う場合は、事前に消防署へ相談する。

（１）保管・取扱いの一般的な注意事項

- □　ガソリン等の保管又は取扱い場所では、みだりに火気を使用しない。（ライター、たばこ）
- □　容器は消防法令に適合した金属製容器等を使用し、キャップを確実に締める。
- □　容器は、火気や高温部から離れた、直射日光の当たらない通気性の良い床面で保管する。
- □　ガソリン等を保管又は取扱う場合は、観客席等から十分に安全な距離を取る。
- □　開口前の圧力調整弁（圧抜き）の操作等は、容器の取扱説明書等に従い適正に行う。

（２）携帯発電機の使用

- □　携帯発電機の運転中の燃料補給は絶対に行わない。
- □　イベント開催中は会場内での給油は行わない。やむなく、給油をする場合は、周囲に火気のないことを確認し、観客席等から十分に安全な距離を取る。

※ ＿＿＿＿＿＿＿部は、主催者等のチェック項目です。